



教体第141号

令和5年(2023年)4月28日

各県立学校長 様

教 育 長

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

つきましては、改正の趣旨及び概要等について十分に御了承の上、適切に対応願います。

なお、令和5年(2023年)3月24日付け教体第1343号で通知しました、「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」のうち、「1 出席停止の基準・期間」については、令和5年(2023年)5月8日以降、下記のとおりとなることをお知らせします。

また、本基準の「2 臨時休業等の基準・措置」の改定については、後日改めてお知らせしますことを申し添えます。

記

1 出席停止の基準・期間

	基 準	期 間
①	児童生徒の感染が判明した場合	発症した後、五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
②	その他、校長が出席停止を必要と認める場合※	校長が必要と認める期間

※その他とは、次の状況等のことをいう。

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合